

Title	特許異議申立制度の傾向と分析について
Author(s)	正井, 純子
Citation	年次学術大会講演要旨集, 31: 504-509
Issue Date	2016-11-05
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/13899
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

○正井純子

【目次】

1. はじめに
2. 新・異議申立制度の概要（他制度との比較含。）
 - (1) 新・異議申立制度と他制度との比較
 - (2) 新旧・異議申立制度内容の比較
 - (3) 新・異議申立制度の件数推移
 - (4) 三制度（情報提供、異議申立、無効審判）の件数推移
 - (5) 三制度における特許技術分野の傾向
 - (6) 異議申立を受ける権利者と技術分野の傾向
3. 新・異議申立制度の手続きの傾向
 - (1) 申立後の各処分件数等について
 - (2) 申立人の傾向
 - (3) 取消理由の傾向
 - (4) 申立人の参加機会等
4. 検討とまとめ

【内容】

1. はじめに

日本の特許異議申立制度（新・異議申立制度）が、2015年4月から2003年廃止（旧・異議申立制度）以来、約10年ぶりに復活した。同じ制度が短期間で復活することは非常に稀であり、同制度の必要性が再認識されたと思われる。

新・異議申立制度の復活から約1年が経過し、その制度や利用方法の傾向が出てきたかもしれない。

そこで、新・異議申立制度を旧・異議申立制度や他制度等と比較しながら、検討を試みたい。

2. 新・異議申立制度の概要（他制度との比較含。）

(1) 新・異議申立制度と他制度との比較

①まず、情報提供と無効審判制度等と比較及び、手続きの流れを示す（図表2-1、2）。

②新・異議申立制度は、情報提供制度と同様に「何

人」も手続きができる。従って、気になる特許がある企業は、企業名を出さずにダミーによる申立が可能である。

③次に、審査中に、先行文献の提出可能な情報提供制度は、無料で簡便な利点はあるが、あくまでも審査官の審査等における参考情報であるのに対して、新・異議申立制度は、特許庁に対する正式な請求である。審判合議体により審理され、権利の存否に直結する。

④更に、無効審判制度は、新・異議申立制度の復活で請求人が当事者に変更された。これにより、特許権の侵害での場面での利用に限定されることになった。つまり新・異議申立制度は、権利の侵害が明確でない状況でも利用が可能である。そして、書面審理が原則で、無効審判の口頭審理に比較して、利用者の負担も小さい。

⑤以上から、新・異議申立制度は、利用者の負担が少なく、かつ、直接的な法的効果を持つ。

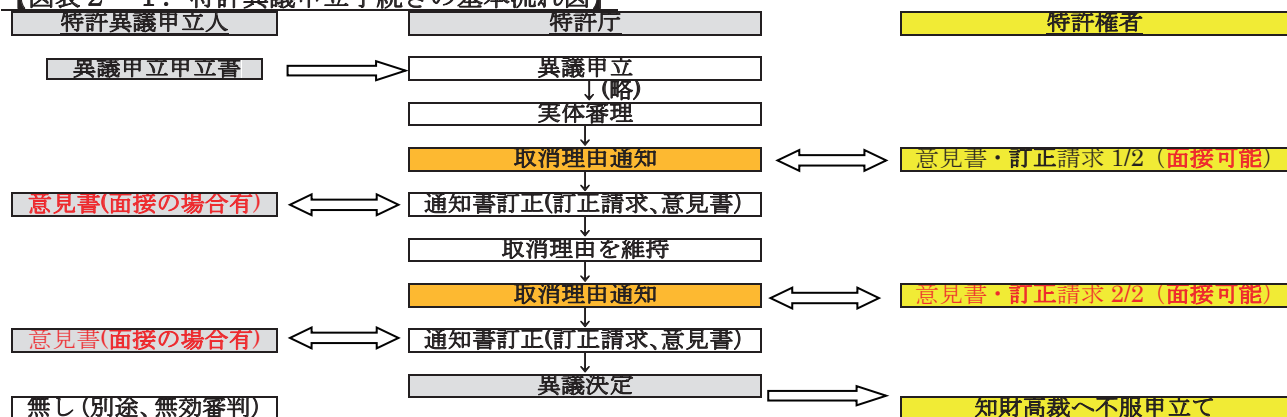
(2) 新旧・異議申立制度内容の比較

①新・異議申立制度は、旧・異議申立制度と基本的な手続きに変わりはない。しかしながら、旧異議申立制度で課題とされた申立人の関与の点が異なっている。新たに「申立人が参加」の機会が規定されていた（図表1-2）。

②つまり取消理由通知に対する特許権者からの意見書等が申立人に対しても送付される。そして、これに対して、「意見書」の提出や、「合議体との面接」の機会が規定されている。これらの規定は、旧・異議申立制度には無く、かなり改善されている。

③申立期間は6月間で同じだが、審理開始は特許権の申し出により、速やかに開始することも出来る。

【図表2-1. 特許異議申立手続きの基本流れ図】



【図表 2-2. 3つの制度の比較】

制度名/項目	【情報提供制度】	【特許異議の申立て】	【特許無効審判】
制度の背景	特許庁への情報提供	特許の早期安定化	当事者間の紛争解決を図る
手続	無し（オンライン）	特許庁と特許権者間で進行（書面）	請求人と特許権者間で進行（書面）
請求人	何人（匿名OK）	何人（匿名は不可）	利害関係人
請求の期間	出願後～特許権の消滅	特許公報発行日から6月以内	設定登録後（権利の消滅後も可能）
請求単位	請求項毎	請求項毎	請求項毎
主請求理由	略	略	略
審理方式	無し	書面審理（口頭審理は不可）	口頭審理（書面審理も可）
決定・審決	査定・審決処分	特許処分の取消し／維持	無効請求の成立／不成立
料金（円）	無し	¥16500	¥49500＋（請求項数×¥5500）
不服の訴え	無し	取消訴訟	取消訴訟

（3）新・異議申立制度の件数推移

①新・異議申立制度は、2015年4月以降の特許公報に対して、発行日から6月間期限内で申立てが出来る。申立件数は、4月発行分期限の2015年9月から本格的に増加を始め、2015年10月から約100～200件／月のペースで申立てが行われている（2016年8月末現在で、約1100件が申立てされている。（図表2-3、4）

②次に、特許公報発行月毎の件数とその発行数に対する割合を示した（図表2-5、6）。月毎の申立件数と同様に、100～120件である。この公報発行件数に対する割合も併せて示した。すると、約0.5～0.8%であった。つまり、1件／1000件程度になる。

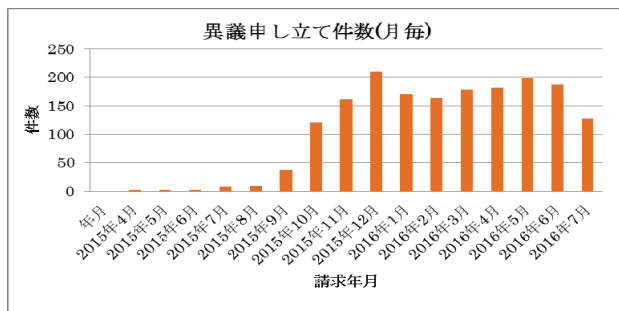
③これに対して、旧・異議申立制度では、申立件数は、約3500～3900件（2002～2003年）で、平均3500件である（図表2-7、8）。

④新旧・異議申立制度と簡単に比較すると、新・異議申立制度は、2015、2016年の特許公報発行件数に対する割合は0.2、0.8%である。一方、旧・異議申立制度では、2002年と2003年の特許公報発行件数に対する割合は約3%である。2015年以降は、月平均で0.6%とすると、0.6%対3%とで、約5倍差があると思われる。

【図表 2-3. 新・異議申立の件数（月毎）】

申立年年月	件数
2015年4月	1
2015年5月	1
2015年6月	1
2015年7月	7
2015年8月	9
2015年9月	36
2015年10月	121
2015年11月	161
2015年12月	209
2016年1月	171
2016年2月	164
2016年3月	178
2016年4月	182
2016年5月	199
2016年6月	188
2016年7月	127

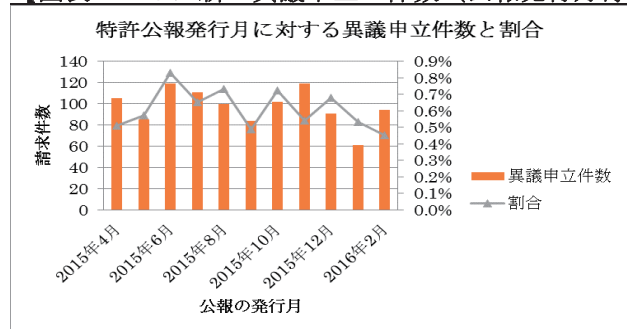
【図表 2-4. 新・異議申立の件数（月毎）】



【図表 2-5. 新・異議申立の件数（発行月毎）】

発行年月	発行件数	件数	割合
2015年4月	20546	105	0.5%
2015年5月	14865	85	0.6%
2015年6月	14338	119	0.8%
2015年7月	17066	111	0.7%
2015年8月	13651	100	0.7%
2015年9月	17142	84	0.5%
2015年10月	14135	102	0.7%
2015年11月	22032	119	0.5%
2015年12月	13406	91	0.7%
2016年1月	11488	61	0.5%
2016年2月	20706	94	0.5%

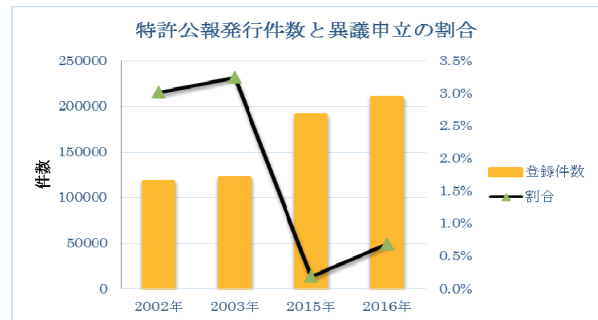
【図表 2-6. 新・異議申立の件数（公報発行月毎）】



【図表 2-7. 特許公報発行件数と異議申立件数、割合】

発行年	登録件数	異議申立件数	割合
2002年	117794	3549	3.0%
2003年	121894	3958	3.2%
2015年	190505	359	0.2%
2016年	210120	1448	0.7%

【図表 2-8. 特許公報発行数と異議申立件数、割合】



（４）三制度（情報提供、異議申立、無効審判）の件数の推移

①三つの制度の請求件数の推移を比較する（図表２－９、１０）。

②まず情報提供は、旧・異議申立制度廃止の２００４年から５０００件を超え、２００７～２００９年にかけて７０００件提出されている。その後減少が続き、２０１４年からは５０００件を下回っているようである。

③次に、新旧・異議申立制度と情報提供との関係で、①の通り、旧・異議申立制度廃止後の増加と、新・異議申立制度の復活による情報提供の件数との関係は、まだ明らかではない。新・異議申立制度の復活により情報提供の減少にはつながっていないようである（図表２－１１）。

④異議申立制度と無効審判制度とは、旧・異議申立制度廃止後の２００４～２００５年に、無効審判制度の利用が増加したが、その後減少を続けている（図表２－１２）。これは、２０１５年の新・異議申立制度復活後も、無効審判の利用減少は続いているようであり、新・異議申立制度の復活とは関連していないと思われる。

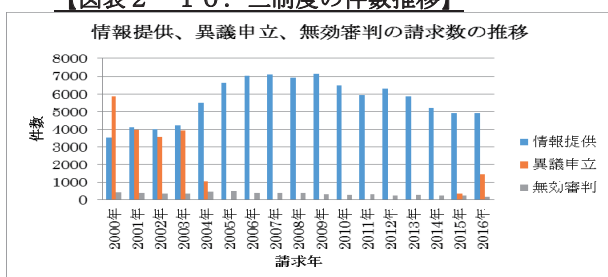
⑤減少の理由は、侵害訴訟との関連で裁判所と特許庁との両判断のいわゆるダブルスタンダード回避かもしれない。

【図表２－９．三制度の件数推移】

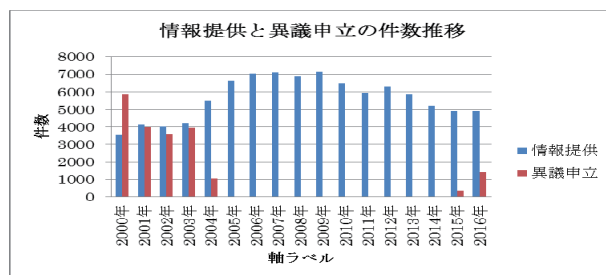
請求年	情報提供	異議申立	無効審判
2000年	3540	5872	452
2001年	4123	3967	396
2002年	4005	3549	363
2003年	4216	3958	379
2004年	5490	1059	482
2005年	6629	9	494
2006年	7029	0	405
2007年	7106	0	398
2008年	6895	0	391
2009年	7140	0	340
2010年	6473	0	316
2011年	5937	0	334
2012年	6272	0	273
2013年	5871	0	293
2014年	5218	0	240
2015年	4906	359	252
2016年*	4908	1448	174

(*＝６月分から一年分を試算。)

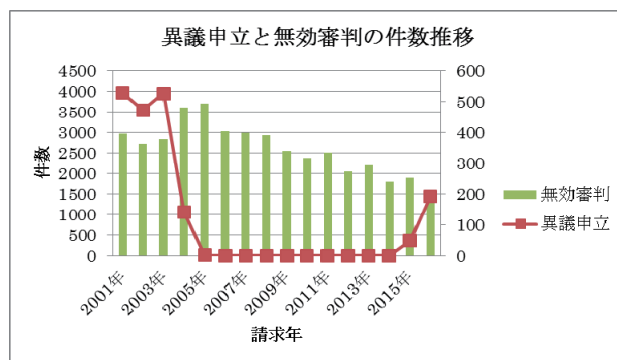
【図表２－１０．三制度の件数推移】



【図表２－１１．情報提供と異議申立の件数推移】



【図表２－１２．異議申立制度と無効審判の件数推移】



（５）三制度における特許技術分野の傾向

①三制度における各請求等を受けた特許の技術分野を検討した。これは、新規技術の創出が盛んな技術分野は時代により大きく変遷するからである。

②まず、技術分野は、特許公報に付与された筆頭の国際特許分類（IPC）により分類をした。そしてこれらのIPCの大分類であるA～Hセクションの割合を以下に示した。これら各制度を利用する技術分野の傾向を検討する。比較年は２００３年（旧・異議申立制度の最終年）と２０１５年を対象とした。

③情報提供制度では、AとCセクションとが、増加している（A：２０％→２６％、C：１５％→３５％）。

一方Bセクションは、減少している（B：２５％→１４％）。GとHセクションは合計すると微減に留まる（GH：２３％→２１％）（図表２－１３～１６）。

④異議申立制度では、AとCセクションとが、大幅増加している。（A：１２％→１８％、C：２３％→３４％）、一方Bセクションは、減少している（B：２１％→１６％）。GとHセクションは合計すると大幅に減少している（GH：３５％→２３％）。

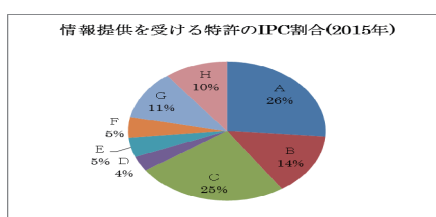
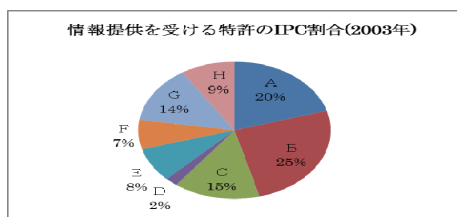
⑤無効審判制度では、Aセクションが増加している。（A：２５％→３２％）、一方BとEセクションとが、減少している（B：２１％→１６％）、（E：１４％→７％）。C、G、Hセクションには大きな変化は無い。

⑥以上の各制度をまとめると、A、Cセクションが増加している。これは、医薬品等の係争が多くなっているからかもしれない。裏返せば、G、Hの電機分野の係争が減退した為、AやCセクションが増加したように見えるのかもしれない。

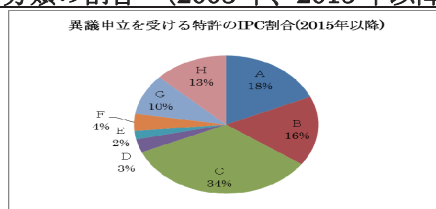
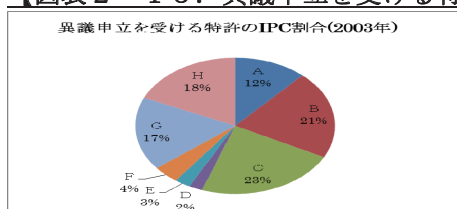
【図表２－１３．IPCの各セクション内容と具体例】

セクション	内容	具体例
A	生活費需品	医薬品、食品
B	処理操作；運輸	印刷物、電気膜
C	化学；冶金	化学物質等
D	繊維；紙	繊維開発等
E	固定構造物	建設物、工事
F	機械工学	機械物
G	物理	光学系
H	電気	電機

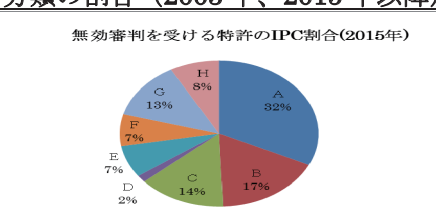
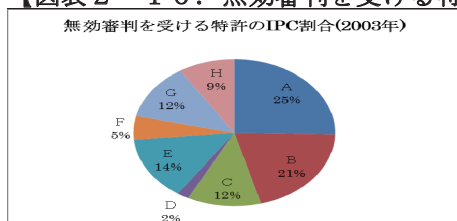
【図表２－１４．情報提供を受ける特許のIPC分類の割合（２００３年、２０１５年）】



【図表 2-15. 異議申立を受ける特許のIPC分類の割合 (2003年、2015年以降)】



【図表 2-16. 無効審判を受ける特許のIPC分類の割合 (2003年、2015年以降)】

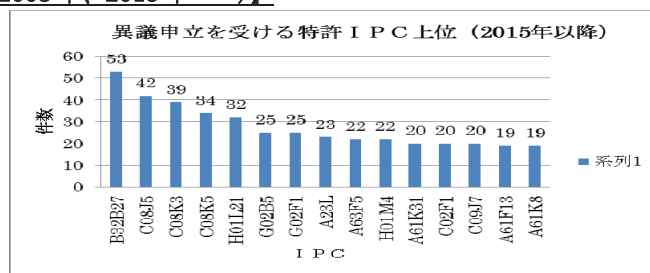
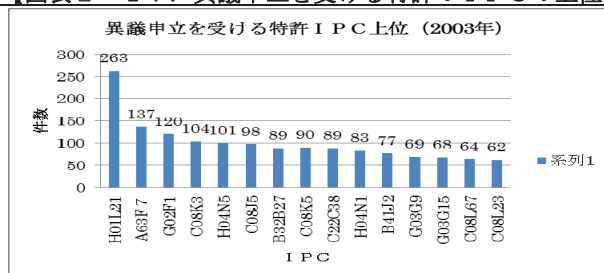


(6) 異議申立を受ける権利者と技術分野の傾向

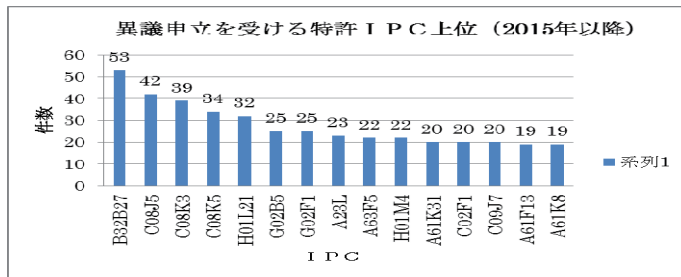
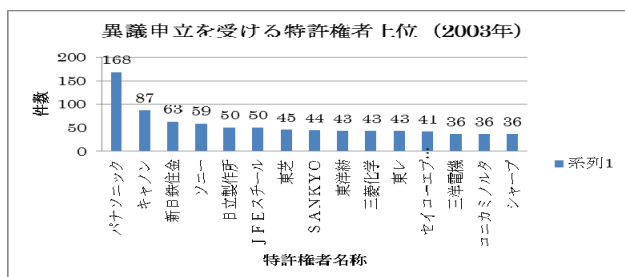
①(5)では、技術分野をIPCによる傾向を検討した。そこで異議申し立てを受ける権利のIPC上位と特許権者名を挙げる。
 ②IPC分類で、2003年(3987件)と2015年～(2016年8月末検索(1097件))とを対比した。
 ③PC分類では、2003年はHセクションがトップであったものが、2015年～は、Bセクションがトップで、Cセクションが上位を占めている。特に、C08のプラスチックポリマーが上位を占めている。これは、スマホ等対応の電子部品関連の特許に対する係争関連かもしれない。また、A63Fの遊技機分野は、2003年、2015年共に上位に入っており、競争の熾烈さが伺える。

④次に、特許権名を検討する。2003年と2015年～の両方に登場する企業は、パナソニック、SNKYOと三菱化成の3社である。特に、2003年の電機メーカーが9社入っている。一方2015年では、パナソニックある。代わって化学系メーカーが入っている。たとえば、積水化学、帝人、三菱樹脂、富士フィルム等である。これは、その時期で発明創出が活発な分野が台頭する差異かもしれない。
 ⑤尚、電機分野は、各社間のクロスライセンス締結が進み、係争回避の拝啓があるかもしれない(図表2-17、18)。

【図表 2-17. 異議申立を受ける特許のIPCの上位 (2003年、2015年～)】



【図表 2-18. 異議申立を受ける特許の特許権者の上位 (2003年、2015年～)】



3. 新・異議申立制度の手続きの傾向

(1) ①2016年8月末時点で、異議申立がなされた件数は、1097件であった。このうち、異議の決定が

出たものが「370件」であった。この「369件」の内、取消理由が通知された権利は「150件」であった。
 ②この150件について、申立人、取消理由通知、処分経過等について検討を行った。以下にその内容を示す。

(1) 申立後の各処分の件数等について

- ①各処分等のまず、「370件」の異議申立に対して、取消理由（第1回目）が「150件」通知された。（取消理由通知率：**40%**（150/370））。
 一方同理由が通知されずに「維持決定」が「220件」であった。（非取消理由通知率：**60%**（220/370））。
 ②取消理由が通知される期間は、申立日から「約2～3月」であった。（同理由は、原則、申立理由がそのまま通知される。迅速な通知がなされるもの、と思われる。）
 ③次に、取消理由が通知された権利150件が、訂正請求が「98件」（訂正請求率：**64%**（98/150））。
 ④一方訂正請求はせずに、「意見書のみ」手続きが、

「34件」（22%（34/150））であった。これは、最初の応答は様子見をして、2回目の取消理由での訂正請求を選択する方法となる。

⑤取消理由通知に対し、「応答無し」が18件であった（12%（18/150））。

⑥訂正請求を行った権利の内、「91件」に対して、維持決定が出されている（91/150）。

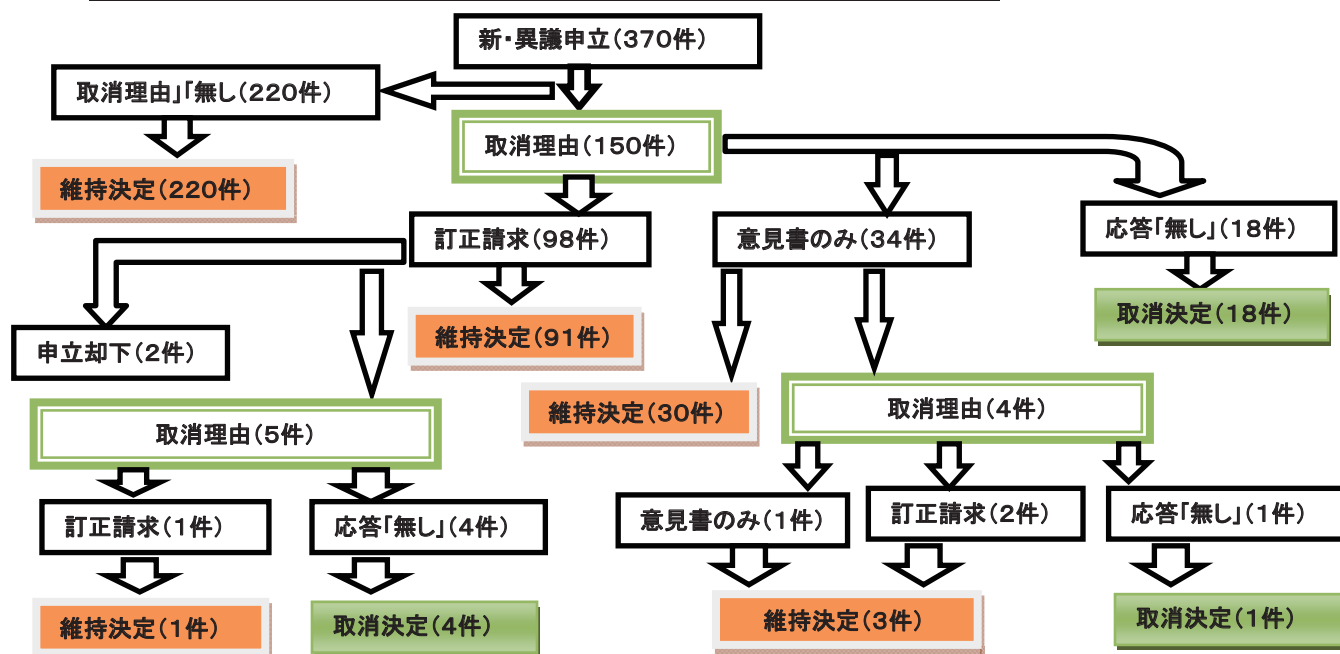
⑦更に、取消理由通知（第2回目）が「9件」で、これにより、取消決定が「5件」であった。（残り「4件」は、維持決定。）

⑧尚、取消理由通知（第1回目）に対する訂正請求により、「申立却下」処分が2件あった。異議申立の請求項が削除された為、申立対象が無くなったことから却下処分、になったと思われる（実質の取消決定と同等と考えられる。）。

⑨以上から、以下の結果となった。

- ・取消理由の通知が出る割合は、「**40%**」（150/370）。
- ・実質取消決定となる割合は、「**約7%**」（取消23+申立却下2/370）。

【図表3-1. 新・異議申立制度申立（370件）の審理及び処分の流れ】



(2) 申立人の傾向

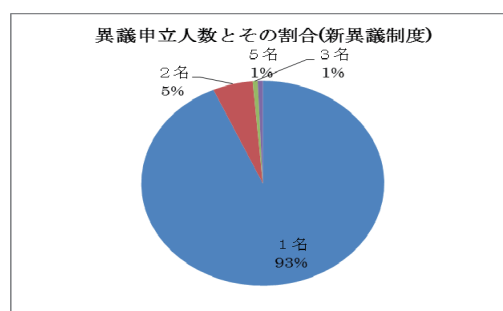
- ①新異議申立制度における申立人について検討した。申立人は、「何人」も申立が可能である。申立側からすると、特許発明に近い商品や技術の特許権者に知られないためには、「ダミー」によるが都合が良い。新異議申立制度の復活でどの程度のいわゆるダミーの利用率を検討した。
 ②2016年8月末時点で、取消理由が通知された異議決定処分が出た150件の申立人を調べた。

申立人数は、全体の90%以上が1名であった。複数人による申立は、約10%であった。ほとんどが2名で、3名以上の申立は、5%未満であった（図表3-2）。

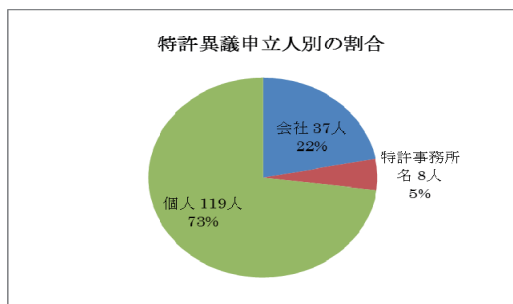
③次に、申立人名の種別を検討した。すると、いわゆる「ダミー」の個人名が全体の73%であった。法人名（企業名）による申立は、22%、その他では、特許事務所名等によるものであった。企業名による申立は、特定の分野に偏っているようであった。たとえば、

遊技機、医薬品及び炭素繊維に関する分野である（図表3-3）。

【図表3-2. 新・異議申立人数／件とその割合】



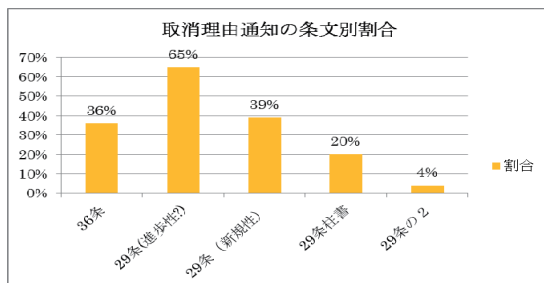
【図表 3-3. 新・異議申立人の種別割合】



(3) 取消理由の傾向

① 150件の取消理由の割合を検討した。まず筆頭は、進歩性が「65%」、次に新規性「39%」、記載不備「36%」であった。この割合は、拒絶理由通知とあまり変わらないのではないか、と思われる（個人的な印象）。

【図表 3-4. 新・異議申立の取消理由の割合】



(4) 申立人の参加機会等

① 新・異議申立制度では、申立人の意見書提出の機会が規定された。
 ② 取消理由通知150件の経過から、申立人の意見書提出の機会が意見書を提出、51件あったと思われた。約30%の割合で、機会が得られることになる。参加機会の付与の付与としては、第一歩だが、実効性はまだ、不明である。
 ③ 更に面接記録が、8回あった。これは、権利者側か、申立人側かは、判別不明であった。

4. まとめ

(1) 新異議申立ての動きを検討した。
 (2) 新・異議申立制度の件数は、旧・異議申立制度の約1/3～4に留まっている。

その理由は、電機分野の減少や請求自体を絞っていることも考えられる。また、まだ様子見ではないか？とも考えられる。申立の効果が、まだ見えていないからであろう。

(3) 今回、約150件の取消理由が通知された権利を検討した中では、様子が少し見えてきた。

まず、**取消理由通知の割合が「約40%」**この取消理由に対して、「訂正請求」すると、その大半は維持決定(91/98件)される。

また、「意見書のみ」同様であった(30/34件)。(第2回目の取消理由で訂正請求を検討する手段で(2件行われている。))

最終的には、**取消される割合は「約7%」**であった。

(4) 新・異議申立制度は、邪魔と思われる権利を、完全に取り消すことは困難である(7%でかなり低い。)

しかし、一定の減縮させる(取消理由通知率「約40%」)手段としては、有効ではないか、と考えられる。

(5) 下記図の灰色部分(登録後の他者特許対応)は、従来対抗手段が、無効審判のみであった。しかしながら、使い勝手の悪さから、実質的には機能せず、空白の地域、となっていた。

この状況下、新・異議申立制度の復活でこの部分が埋まったことで、一応の対抗手段が揃ったと思われる(図表4-1)。

(6) 以上の検討から、新・異議申立制度は、一定程度の利用可能性が確認できた。今後本制度の利用割合は、増加するのではないだろうか。今後、同制度を見守っていきたい。

【図表 4-1. 他者特許に対する対抗手段のイメージ】

	出願時点	審査時点	登録時点
危険度	【対抗手段】		
高	必要無し	情報提供	異議申立&無効審判
中	必要無し	情報提供	異議申立
低	必要無し	必要無し	必要無し

【使用DB】 jplat-pat 等

【参考文献】

(1) 特許異議申立制度の実務の手引き)

https://www.jpo.go.jp/shiryou/ki_jun/ki_jun2/pdf/igi-tebiki/tebiki.pdf

(2) 特許異議の申立てQ&A

https://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/pdf/sinpan_q/tokkyo_igi_moushitate.pdf

(連絡先: j_masai@yahoo.co.jp)

以上